

農事組合法人（設立（出資農事組合法人の場合））

受付番号票貼付欄

農事組合法人設立登記申請書

1. 名称 農事組合法人〇〇
1. 主たる事務所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
1. 登記の事由 平成〇年〇月〇日設立の手續終了
1. 登記すべき事項 別添CD-Rのとおり

登記すべき事項を記録したCD-Rを申請書と共に提出してください。
なお、CD-Rに代えて、オンラインによりあらかじめ、登記すべき事項を提出することもできます。この方法によった場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して申請書を簡単に作成することもできますし、手續の処理状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

1. 添付書類

定款 1通

記載すべき内容等については、行政庁（都道府県（都道府県を超える区域を地区とする場合は、農林水産省））にお問い合わせください。

出資の総口数及び出資第1回の払込みがあったことを証する書面 〇通

出資の総口数を証する書面としては、組合員の出資引受書等の書面、出資第1回の払込みを証する書面としては、出資金の領収書（又はその控え）又は銀行等で払込みの取扱いを行ったときは、銀行等の保管証明書がこれに該当します。

出資の目的たる財産の給付があったことを証する書面 〇通

現物出資があった場合にのみ必要となります。

代表権を有する者の資格を証する書面 ○通

代表権を有する者の資格を証する書面とは、代表権を有する者（理事）が選任機関によって選任されたこと及び就任を承諾したことを証する書面（就任承諾書）を指します。一方、設立当初の役員は、発起人によって選任されることから、選任機関によって理事が選任されたことを証する書面は、発起人による理事選任書等が該当します（就任承諾書の添付は必要）。

委任状 1通 代理人に申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり登記の申請をします。

平成○年○月○日

代表権を有する者（資格は理事）を記載します。理事は、各自法人を代表しますので、理事のうち1名の記載で構いません。

○県○市○町○丁目○番○号※₁
申請人 農事組合法人○○※₂

○県○市○町○丁目○番○号※₃
理事 法務太郎 印

○県○市○町○丁目○番○号※₄
上記代理人 法務花子 印

連絡先の電話番号

※₁～※₄にはそれぞれ、
※₁→主たる事務所、
※₂→名称、※₃→理事の住所、
※₄→代理人の住所、
を記載します。

法務局に提出した印鑑を押します。
印鑑の提出については下記を御覧ください。

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、理事の押印は、必要ありません。

○○法務局 ○○支局 御中
出張所

契印

登記申請書が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（理事が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ（この申請と同時でも構いません。）登記所に印鑑を提出することとされていますので、法人を代表すべき者（理事は、各自法人を代表しますので、そのうちの1人で構いません。）の印鑑について、「印鑑届書」を提出する必要があります。

なお、印鑑届書の用紙はお近くの法務局でお渡ししています（無料）。また、法務省ホームページにも掲載していますので、御利用ください。

【様式】

- ・ 8-17 印鑑（改印）届書（PDF）（<http://www.moj.go.jp/content/000011576.pdf>）
- ・ 8-17 印鑑（改印）届書（Excel）（<http://www.moj.go.jp/content/000011577.xls>）

登記事項を記録した電磁的記録媒体を提出する場合の登記事項の作成例

「名称」農事組合法人〇〇
「主たる事務所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
「目的等」
事業
1 〇〇
2 〇〇
3 〇〇
「役員に関する事項」
「資格」理事
「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
「氏名」法務太郎
「役員に関する事項」
「資格」理事
「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
「氏名」法務次郎
「役員に関する事項」
「資格」理事
「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
「氏名」法務三郎
「公告の方法」この組合の掲示場に掲示してする。
「出資1口の金額」金〇〇円
「出資の総口数」〇〇口
「払込済出資総額」金〇〇円
「出資払込の方法」全額一時払込みとする。
「地区」〇県〇市の区域
「登記事項に関する事項」設立

(注) 1 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合は、記録した内容を別途印刷して添付する必要はありません。その場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体の提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)を御覧ください。

2 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

出資の総口数を証する書面（出資引受書）の例

出 資 引 受 書

1 農事組合法人〇〇 出資引受口数 〇〇口

上記のとおり，貴法人の出資を引き受けます。
ただし，出資1口の金額〇〇円

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇 〇 〇 〇 印

農事組合法人〇〇 発起人 御中

出資第1回の払込みがあったことを証する書面（出資金領収書（控え））の例

出 資 金 領 収 書 （ 控 ）

1 金〇〇円 出資〇〇口分についての第1回払込金

上記のとおり，正に領収しました。

平成〇年〇月〇日

農事組合法人〇〇
理事 〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇 殿

上記は領収書の控えに相違ありません。

平成〇年〇月〇日

農事組合法人〇〇
理事 〇 〇 〇 〇 印

代表権を有する者の資格を証する書面（役員選任決議書）の例

役員選任決議書

平成〇年〇月〇日農事組合法人〇〇創立事務所において発起人全員出席し、その全員の一致の決議により次のとおり役員を選任した。

理事 法務太郎，法務次郎，法務三郎
監事 乙野一郎

上記の決議を明確にするため、ここに決議書を作成し、発起人全員が次のとおり記名押印する。

平成〇年〇月〇日

農事組合法人〇〇
発起人 ○ ○ ○ ○ 印
発起人 ○ ○ ○ ○ 印
発起人 ○ ○ ○ ○ 印
発起人 ○ ○ ○ ○ 印

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、今般貴法人理事に選任されたのでその就任を承諾します。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

法 務 太 郎



農事組合法人〇〇 御中

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号
法 務 花 子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 当法人○○の設立登記の申請に関する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (※₁)

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号
農事組合法人○○
理 事 法 務 太 郎 (印) (※₂)

※₁ 原本の還付を請求する場合に記載します。

※₂ 当該理事が法務局に提出する印鑑を押します。